

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 日

地域型保育事業設置者・施設長 様

川崎市こども未来局保育事業部

保育第 2 課長

法改正に伴う保育所等の安全計画策定等の義務化について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

保育所、地域型保育事業所（以下、「保育所等」）における児童の安全の確保について、他自治体で起こった送迎バスにおける児童の置き去り事案等を背景に、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）が国会で可決・成立し、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われ、さらに「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」において、令和 5 年 4 月 1 日より、安全計画の策定や自動車を運行する場合の所在確認が義務付けられることとなりました。

本市におきましても、上記改正を受け、「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」について改正を進めているところです。

保育所等における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をはじめとする様々な規定により、事故発生の防止のための指針の整備等を行っていただいているところですが、各施設におかれましては、厚生労働省より発出された、別添の令和 4 年 12 月 15 日付け事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」等を参考に取組んでいただきますようお願いいたします。

1 安全計画の策定等について

（1）安全計画の策定

令和 5 年 4 月より、保育所等を利用する児童の安全を確保するための安全計画の策定が義務付けられます。つきましては、各年度において、当該年度が始まる前に、設備等の安全点検、活動・取組等における安全確保のための指導や各種訓練及び研修等の取組について年間スケジュールを定めていただくようお願いいたします。厚生労働省から示された保育所安全計画例をお送りいたしますので御参考にしてください。また、本市の公立保育所における安全計画を現在作成中ですので、後日参考送付する予定です。

（２）児童の安全確保に関する取組

安全計画の策定にあたり、保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込んでください。

- ① 安全点検について
 - ア 施設・設備の安全点検
 - イ マニュアルの策定・共有
- ② 児童・保護者への安全指導等
 - ア 児童への安全指導
 - イ 保護者への説明・共有
- ③ 実践的な訓練や研修の実施
- ④ 再発防止の徹底

（３）施設長等の役割

施設長等の保育所の運営を管理すべき立場にある方は、次の役割が求められます。

- ・策定した安全計画について、保育を行う保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施すること。
- ・児童の保護者等に対し、児童の安全に関する連携を図るため、安全計画に基づく取組を周知すること。
- ・PDCAの観点から、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

２ 自動車を運行する場合の所在確認について

令和５年４月より、園外活動等への取組のため自動車による移動を行う場合は、乗車時及び降車時に、点呼等により児童の所在を確実に把握・確認することが義務付けられます。

点呼の方法等については、別添の厚生労働省の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」の送迎業務モデル例を御参考ください。

なお、送迎のため日常的に自動車を運行する場合は、児童の見落とし防止の安全装置設置も義務付けられますが、本市では地域型保育事業における園バス送迎はございませんので、詳細説明は省略いたします。

（給付・指導担当）

電 話 044-200-3128